

トレーナーとは（トレーニングチームハンドブック第4章第1項の一部改定）

ボーイスカウト日本連盟
指導者養成委員会

1. トレーナーの定義

日本連盟トレーナーとは、「スカウト運動における成人に関する世界方針」（AIS）の考えと本連盟の目的・理念を正しく理解と受容し、本連盟の訓練方針と訓練体系に基づく指導者訓練機関（定型訓練）やその他の訓練（定型外訓練及び個別支援等）をとおして、各種指導者の役務達成に必要な資質、知識、技術等の習得と貢献度の向上を図るために訓練や情報を提供するにふさわしい品性と能力・経歴を有する加盟員で本人の合意のもと日本連盟が委嘱した者をいう。

2. トレーナーの責務

日本連盟トレーナーは、本連盟ディレクターの管理のもと、本連盟の訓練方針と訓練体系に基づき各種指導者訓練を推進し、「指導者養成に関する指針」に示されたトレーナーの任務を果たし本連盟トレーニングチームの一員として、トレーニングチームの業務（教育規程8-15-1）を積極的且つ自発的に行うことを責務とする。

3. トレーナーの資質

- ① 本運動の目的・理念の正しい理解と受容していること。
- ② 指導者訓練に携わるにふさわしい品性と社会的な信用を備えていること。
- ③ 地域（団・隊などを含む）での円滑な人間関係を構築し、自己の役割分担を確実に達成できる意欲と能力を有していること。
- ④ 本運動のミッション（青少年の発達に貢献する）の達成・充実に向けて指導者訓練を中心に意欲的・活動的に取り組む情熱と訓練を提供できる能力を有していること。
- ⑤ 自身のトレーナーとしての役務に関する責任と、その役務における高度で専門性の高い自己研修の必要性を理解していること。

4. トレーナーの能力

- ① スカウト運動の基本原則（スカウト教育法の要素を含む）を説明できる。
- ② 本連盟の教育方針及び、指導者養成に関する方針及び指導者訓練体系並びに訓練方法について説明できる。
- ③ 世界的なスカウト運動の動向（AISを含む）を説明できる。
- ④ 各種指導者訓練の目的達成のために訓練内容を企画し、組織し、運営、管理、評価できる。
- ⑤ 訓練実施にあたり指導要員を選任し、適切に訓練が提供できるよう指導、育成できる。
- ⑥ 成人のトレーニングに必要な資材や訓練手法を開発し、運用できる。

- ⑦ 効果的な学習体験を提供するためのグループ学習理論（グループワークやアクティブラーニング等）を理解し、訓練で活用できる。
- ⑧ 訓練参加者、指導要員その他支援を必要としている指導者にいつでも、技術的、教育的、物質的、道徳的な支援ができる。
- ⑨ 参加者、指導要員等が効果的な学習体験を得ることができるよう学習環境を設定できる。
- ⑩ 指導者訓練に必要な知識・技能・心構えを有し指導できる。
- ⑪ トレーナーとしての任務を認識し、その任務達成のために必要な自己研修計画を策定し、実践し、評価分析することができる。
- ⑫ 隊指導者としての豊かな経験、もしくは関連する専門分野での知識・技能を有し、指導・支援できること。

5. トレーナーの心構え

- ① 成人としての品性と信頼の向上に努める。
- ② トレーナーに必要な能力と資質の維持、向上に努める。
- ③ 常に成人学習への支援者としての意識を保つ。
- ④ コミッショナーとの協働により隊、団の指導者の支援をとおして、青少年に発達に貢献することを自覚する。
- ⑤ 社会人として日常生活で「ちかい」と「おきて」を、身をもって実践し他の模範となる。
- ⑥ 任期のある任命された役務であることを自覚し、その責任を全うする。

6. リーダートレーナーと副リーダートレーナーの任務

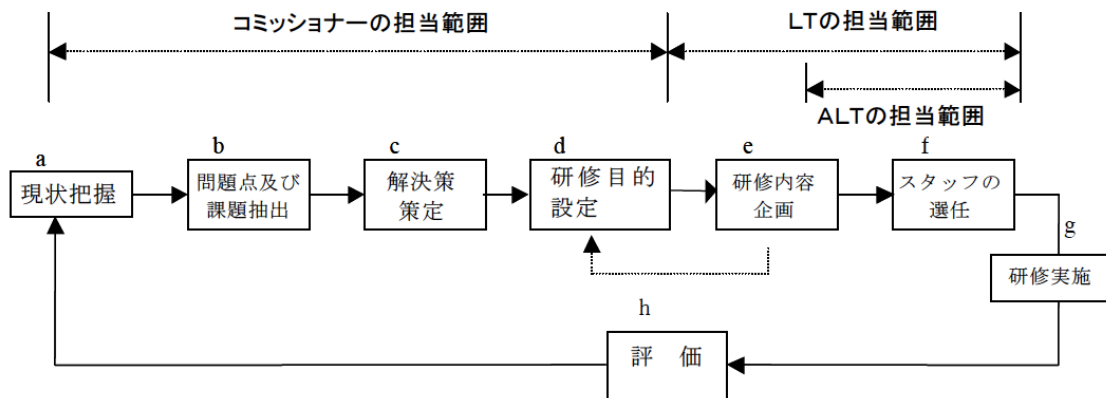
① 共通の役割

- i. 各種指導者訓練の目的達成のため、役務遂行に責任を持つ
- ii. 各種指導者訓練の目的及び訓練目標を認識し、参加者の状況等を把握・分析し、他のスタッフと協力して適切で効果的な訓練を提供する
- iii. 実施した各種指導者訓練について自らの立場で検証、評価し、当該指導者訓練を所管するコミッショナー及び指導者養成担当部門に報告する
- iv. 訓練参加者、訓練要員に対して適切で効果的な個別支援を行うと共に、コミッショナー・ディレクターと協働して支援を必要とする指導者に対しても適切で効果的な個別支援を行う
- v. 各種指導者訓練や定形外訓練等におけるトレーナーの役割や支援方法などについて、ALTが任務達成できるように適宜個別支援を行う
- vi. 所属県連盟のトレーニングチームに属しその運営及び県連盟、地区等が主催する指導者訓練に協力する

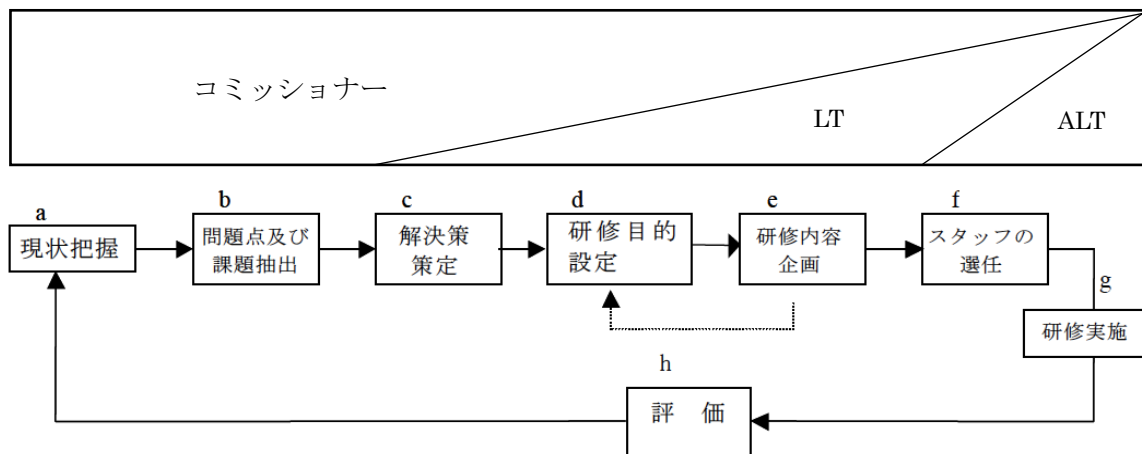
② リーダートレーナーだけの任務

- i. 当該地域の現状分析、問題点・課題を踏まえ、コミッショナーと協働して必要な定型外訓練などを企画する

7. 補足資料：訓練ループにおける担当範囲の改定



担当範囲の変更



トレーナーの皆様へ

具体的には次のような心構えを持ち、任務を遂行してください。

- ① トレーナーは、決して選ばれた人材ではなく、スカウト運動の基本原則をより深く理解していることを求められ、これを適切な手法で成人の指導者に伝えていく責任を負っていることを自覚している。
- ② トレーナーは、定型あるいは定型外の指導者訓練への奉仕にあたっては、自らが指導者訓練の目的と訓練目標を達成するためのプロジェクトチームの一員であることを認識し、分担された役務を的確に遂行できるように努力する。
- ③ 指導者訓練（教育）提供の対象者は、成人の指導者であるが、トレーナーは成人の指導者を通して、常に青少年の健全な発達と成長に携わっているという意識を常に持ち続ける。
- ④ トレーナーは、必要とされる能力と資質を保ち、それを維持するために必要な継続的自己研修を怠らない。
- ⑤ トレーナーは、自らの健康を保つとともに、地域社会にあっては良き隣人であり、家庭にあっては家族を大切に作る良き家庭人である。
- ⑥ トレーナーは、『人の力になる』『そなえよつねに』の言葉の意味するところを、十分に理解し率先して実践している。